

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
1	中原潤一郎	大山町富長字下釈迦堂 1936 大山町富長字南川 1990	畑 畑	1,247.00 969.00	畑 普通畑 賃借権 普通畑	4年 10か月 平成29年02月01日 平成33年12月08日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			2 件 計 2,216.00						
2	株式会社 諸遊農場	大山町稲光字原中 1056 大山町稲光字原中 1057 大山町稲光字天王谷 1182 大山町稲光字澤方 1199 大山町稲光字澤方 1197 大山町稲光字澤方 1200 大山町稲光字澤方 1201 大山町上萬字出口 536-3 大山町安原字原ノ角 917	田 田 田 田 田 田 田 田	1,792.00 268.00 2,896.00 2,595.00 751.00 1,213.00 218.00 1,709.00 1,435.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	2年 11か月 平成29年02月01日 平成31年12月31日 14年 10か月 平成29年02月01日 平成43年12月8日 9年 10か月 平成29年02月01日 平成38年12月8日	3,000 3,000 5,000 5,000 0 0 0 0 0	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			9 件 計 12,877.00						
3	下嶋三郎	大山町茶畑字長野原 925-1 大山町茶畑字長野原 926-1 大山町茶畑字長野原 927-1	畑 畑 畑	1,025のうち525 1,042のうち542 1,139のうち639	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 平成29年02月01日 平成33年12月31日	合計14,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			3 件 計 1,706.00						

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利			現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法	
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
4	山脇喜代志	大山町茶畑字長野原 925-1 大山町茶畑字長野原 926-1 大山町茶畑字長野原 927-1	畑 畑 畑	1,025のうち500 1,042のうち500 1,139のうち500	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	4年 11か月 平成29年02月01日 平成33年12月31日	合計15,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
			3 件 計 1,500.00						
5	入江輝文	大山町長田字馬渡り 1417-1 大山町長田字馬渡り 1418 大山町長田字馬渡り 1419	田 田 田	703.00 1,963.00 1,994.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 平成29年02月01日 平成33年12月31日	0 0 0	—	—
			3 件 計 4,660.00						
6	渡邊 潔	大山町神原字下古神原 28-1 大山町神原字上古神原 226 大山町中高字荒神田 667-1 大山町中高字清水頭 658 大山町中高字清水頭 659 大山町平字垣ノ内 852 大山町平字垣ノ内 853	田 田 田 田 田 田 田	2,111.00 1,555.00 884.00 1,786.00 1,521.00 2,381.00 2,226.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 11か月 平成29年02月01日 平成34年01月09日 9年 10か月 平成29年02月01日 平成38年12月08日	0 0 0 0 0 0 0	—	—
			7 件 計 12,464.00						

整理 番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m <sup>2</sup>					
7	小林重人	大山町岡字高塚 795	田 1,523.00  1 件 計 1,523.00	賃借権 水田	9年 11か月 平成29年02月01日 平成38年12月31日	10,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	高虫秀樹	大山町茶畑字少田 1097 大山町茶畑字少田 1098 大山町茶畑字大久保田 1274 大山町茶畑字中谷田 1203 大山町茶畑字中谷田 1204 大山町茶畑字中谷田 1205	田 2,093.00 田 2,316.00 田 2,762.00 田 2,060.00 田 2,109.00 田 2,438.00  6 件 計 13,778.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	9年 10か月 平成29年02月01日 平成38年12月08日	合計129,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
9	中田栄治	大山町前字宇田川 775 大山町前字三斗内 802 大山町前字三斗内 803	田 3,103.00 田 2,266.00 田 2,346.00  3 件 計 7,715.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 10か月 平成29年02月01日 平成33年12月08日	0 0 0	—	—
10	矢田剛志	大山町今在家字大井手端 1021 大山町今在家字大井手端 1022	田 1,799.00 田 1,891.00  2 件 計 3,690.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 平成29年02月01日 平成31年12月31日	2,000 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法		
			登記簿面積 m <sup>2</sup>						
11	長田直大	大山町殿河内字ウルミ谷 755-10 大山町殿河内字ウルミ谷 755-11 大山町殿河内字ウルミ谷 755-3 大山町殿河内字ウルミ谷 758-35	畑 畑 畑 畑 計 4 件 計 2,193.00	15.00 103.00 2,061.00 14.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑 使用貸借 普通畑	9年 11か月 平成29年02月01日 平成39年01月09日	0 0 0 0	-	-
12	谷 清美	大山町倉谷字上長縄 1686 大山町倉谷字天蓋 1366	田 田 計 2 件 計 4,361.00	2,425.00 1,936.00	賃借権 水田 使用貸借 水田	2年 11か月 平成29年02月01日 平成32年01月09日	玄米30kg 0	耕作者が直接地 権者に届ける	-
13	岸本英之	大山町高橋字東小枕 1708	畑 計 1 件 計 4,692.00	4,692.00	賃借権 普通畑	9年 10か月 平成29年02月01日 平成38年12月08日	2,355	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
14	大場 繁	大山町御崎字浜ノ上 633 大山町御崎字浜ノ上 634 大山町御崎字浜ノ上 635	田 田 田 計 3 件 計 2,850.00	987.00 271.00 1,592.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 10か月 平成29年02月01日 平成31年12月08日	合計15,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者		
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法			
			登記簿面積 m <sup>2</sup>							
15	尾古礼隆	大山町羽田井字五郎四平ル 2405	田	1,953.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 10か月 平成29年02月01日 平成33年12月08日	0	-	-	
		大山町羽田井字五郎四平ル 2406	田	185.00						0
		大山町羽田井字五郎四平ル 2413	田	643.00						0
		3 件 計 2,781.00								
16	西尾寿博	大山町下甲字抜堤 999	畑	18,431のうち 5,000	賃借権 普通畑	2年 10か月 平成29年02月01日 平成31年12月08日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-	
		1 件 計 5,000.00								
17	谷永英樹	大山町加茂字ヨゴロ 3037	畑	17,841.00	賃借権 普通畑	6年 11か月 平成29年02月01日 平成35年12月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-	
		大山町加茂字ヨゴロ 3067-1	畑	37,702のうち 1,545.00						賃借権 普通畑
		大山町加茂字ヨゴロ 3130-1	畑	17,065のうち 16,953.00	賃借権 普通畑		4,000			
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-51	畑	139.00	賃借権 普通畑		4,000			
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-52	畑	3,731.00	賃借権 普通畑		4,000			
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-6	畑	173,161のうち 44,315.00	賃借権 普通畑		4,000			
				6 件 計 84,524.00						

整理 番号	権利の設定を受ける者	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m <sup>2</sup>					
18	河本光一	大山町加茂字ヨゴロ 3233	畑 7,894.00	賃借権 普通畑	6年 11か月 平成29年02月01日 平成35年12月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	
		大山町加茂字ヨゴロ 3247	畑 43,646のうち 40,687.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-18	畑 17,851のうち 13,041.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-6	畑 173,161のうち 22,861.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-7	畑 2,425.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3067-1	畑 37,702のうち 4,113.00	賃借権 普通畑		4,000		
		6件 計 91,021.00						
19	木村賢司	大山町加茂字ヨゴロ 3031	畑 20,542.00	賃借権 普通畑	6年 11か月 平成29年02月01日 平成35年12月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	
		大山町加茂字ヨゴロ 3120-1	畑 32,463のうち 18,625.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3121-1	畑 17,930.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3121-2	畑 1,295.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町加茂字ヨゴロ 3067-1	畑 37,702のうち 5,738.00	賃借権 普通畑		4,000		
		大山町松河原字松尾ノ峯 1454-6	畑 173,161のうち 28,846.00	賃借権 普通畑		4,000		
		6件 計 92,976.00						

共通事項は別紙のとおり

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

### (4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

### (5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

### (6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

### (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

### (9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

### (12) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。